

**3. 9世代移動通信システムの普及のための
特定基地局の開設計画の認定に係る
終了促進措置に関する四半期報告**

**平成25年度第2四半期
(平成25年7月～9月)**

総務省

本概要は、ソフトバンクモバイル株式会社から提出された900MHz 帯における終了促進措置に関する四半期報告(平成 25 年7月～9月)を抜粋したものです。

1 終了促進措置を実施した無線局数

1-1 RFID（免許局・登録局）

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
（平成24年度末までに4割の実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、総無線局8,457局（前四半期から134局増）のうち、協議を開始した無線局は8,457局（前四半期から134局増）、協議を開始していない無線局は0局（前四半期から増減なし）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは8,013局（前四半期から531局増）、終了促進措置の実施が全て完了（認定開設者による対象免許人等又はメーカー等の業者への支払い及び対象免許人等による周波数移行の措置が完了している事）した無線局は796局（前四半期から535局増）、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は266局（前四半期から46局増）です。

前年度に目標としていた4割の実施完了について、本四半期までに実施完了した局数は、全体の13%（協議開始後、廃局となった局を含む）に留まったが、合意取得は、全体の9割程度取得しています。一方で、(1)契約書取得に時間を要すること、(2)スケジュール調整が困難なこと、(3)主要メーカーによる新周波数帯対応リーダーライタの開発期間が想定より長期化したこと、(4)後継機種製造中止等による製品ラインナップが減少したこと、(5)交換対象がリース物品の場合には契約等の処理方法が複雑になる傾向があること等により、具体的な移行方法の決定に時間を要しているケースもあり、実施完了の数は目標の4割を達成していません。現在、上記の課題については、メーカーやリース会社等とも協議の上、解決を図っており、合意取得したものについては順次工事を実施していくことにより、2014年3月完了を目指しています。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-4 RFID（免許局・登録局）との協議」参照。

なお、各都道府県における内訳は、次のとおりです。（無線局数については、無線局免許記載の事務所の所在地に計上しています。よって、実際の設置場所と数が一致しない場合があります。）

(2013年9月末現在)

都道府県	協議開始前	協議開始済	実施済		廃止済
			実施合意済	実施完了済	

	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数
北海道			123局	28	120局	24	23局	10	3局	3
青森県			18局	3	18局	3				
岩手県			5局	4	4局	3	1局	1	1局	1
宮城県			69局	15	59局	9	50局	4	8局	4
秋田県			9局	4	8局	3			1局	1
山形県			1局	1	1局	1				
福島県			5局	3	5局	3				
茨城県			70局	12	44局	9	1局	1	26局	3
栃木県			12局	5	12局	4			0局	1
群馬県			31局	10	18局	6	10局	1	4局	3
埼玉県			264局	23	254局	17	2局	1	3局	4
千葉県			127局	21	123局	19	5局	3		
東京都			4,176局	396	3,968局	304	485局	36	136局	74
神奈川県			264局	44	222局	31	57局	8	8局	8
山梨県			52局	6	52局	5	1局	1	7局	2
新潟県			44局	10	39局	7			5局	3
長野県			48局	11	48局	11	3局	2		
富山県			19局	10	14局	7			2局	2
石川県			20局	9	19局	8	2局	1	1局	1
福井県			21局	4	19局	3			2局	1
岐阜県			33局	9	33局	8	4局	2	0局	1
静岡県			97局	16	70局	12	9局	1	15局	3
愛知県			878局	55	861局	44	8局	4	13局	8
三重県			45局	8	43局	7	4局	1		
滋賀県			10局	5	9局	3	7局	1	1局	2
京都府			148局	26	148局	25	1局	1	1局	1
大阪府			1,267局	79	1,253局	65	53局	8	17局	14
兵庫県			142局	32	111局	26	24局	4	3局	4
奈良県			3局	3	2局	2			1局	1
和歌山県			10局	2	10局	2				
鳥取県										
島根県			0局	1					0局	1
岡山県			31局	11	29局	9	13局	3	2局	2
広島県			57局	9	53局	7	4局	1		
山口県			1局	2					1局	2
徳島県			2局	1	2局	1				
香川県			68局	5	68局	5	2局	2		

愛媛県			8局	2	8局	2	7局	1		
高知県										
福岡県			120局	21	116局	18	3局	2	4局	3
佐賀県			14局	2	14局	2				
長崎県			35局	5	33局	4				
熊本県			32局	5	32局	5	16局	2		
大分県			38局	2	38局	2				
宮崎県			18局	4	12局	3				
鹿児島県			2局	2	2局	2	1局	1		
沖縄県			20局	4	19局	3			1局	1
全 国			8,457局	930	8,013局	734	796局	103	266局	154

注 京都府の実施完了済の無線局数が前四半期の34局から1局へと減少(免許人数については増減なし)している理由については、前四半期で全て「実施完了済」となっていた免許人からの申告により、新たに終了促進措置の対象である無線局が判明し、当該無線局について対応していたところ、無線局の実施状況は免許人等单位で管理している関係から、前四半期に「実施完了済」としていた無線局数を今四半期に新たに対象となった無線局数と合わせて「実施合意済」のステータスへ変更したためです。

1-2 RFID（免許等不要局）

① 開設計画における記載概要

平成29年度末まで申出に基づいて順次対応。
（平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、問合せ及び協議の申入れ等により協議対象として認知した無線局は132,529局（前四半期から11,486局増）です。そのうち、協議を開始した無線局は120,169局（前四半期から21,270局増）、協議を開始していない無線局は12,360局（前四半期から9,784局減）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは9,063局（前四半期から1,561局増）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局（協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は6,414局（前四半期から2,993局増）となります。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-5 RFID（免許等不要局）との協議」参照。

（2013年9月末現在）

無線局数	協議開始前	協議開始済	実施合意済	
				実施完了済
	12,360局	120,169局	9,063局	6,414局

1-3 MCA 端末局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
 （東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ局は、平成24年度末までに実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、総無線局275,390局（前四半期から155局増）のうち、協議を開始した無線局は253,239局（前四半期から3,928局増）、協議を開始していない無線局は22,151局（前四半期から3,773局減）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは178,651局（前四半期から7,221局増）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は56,231局（前四半期から36,992局増）、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は38,118局（前四半期から16,597局増）です。

前年度に目標としていた東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ局に相当する3割の実施完了に対して、本四半期までに実施完了した局数は、全体の34%（協議開始後、廃局となった局を含む）となっています。

移行先となるMCA制御局のサービス開始が、開設計画当初の見込みと異なり、平成24年度第4四半期から一部の地域で開始し、北海道の6月24日運用開始をもって全国サービスとなったこと、及び一部附属品の出荷遅れが発生したことにより、実施完了済の数が少なくなっています。

しかし、合意取得したものについては工事待ちのステータスであるため、順次工事を進め、2014年3月完了を目指しています。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-6 MCA 端末局との協議」参照。
 なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

※ 「①開設計画における記載概要」との関係について

開設計画の立案当時は、MCA制御局側の周波数チャンネルを効率的に確保するため、アナログ端末局を優先的に周波数移行する計画を立案していました。しかし、開設計画の認定後に、MCAサービスを提供するMCA制御局免許人との協議結果等から、必ずしもアナログ端末局を優先的に移行させることが、効率的とは限らないことが判明しました。そこで、移行開始当初より、特に、アナログ・デジタルの端末局の優先度合を区別せず、MCA制御局免許人と合意した順序に従って、移行を進めています。

（2013年9月末現在）

地方局	協議開始前		協議開始済		実施合意済				廃止済	
							実施完了済			
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数

北海道	1,455局	118	15,910局	1,038	12,259局	776	5,200局	325	2,543局	195
東北	872局	108	13,116局	975	7,601局	457	3,027局	190	3,484局	341
関東	6,129局	387	71,730局	2,351	52,855局	1,575	13,849局	673	8,334局	440
信越	480局	49	8,415局	567	4,428局	276	839局	74	1,680局	147
北陸	535局	67	5,898局	460	3,928局	288	1,444局	126	1,438局	131
東海	4,031局	243	35,024局	1,657	24,126局	1,078	7,960局	485	5,274局	348
近畿	3,983局	248	48,116局	2,029	35,231局	1,406	11,079局	565	6,484局	399
中国	1,565局	93	9,802局	577	5,813局	332	2,107局	143	2,338局	160
四国	339局	38	5,487局	404	2,163局	190	674局	64	1,706局	133
九州	2,490局	255	35,640局	2,206	28,692局	1,634	9,796局	755	3,878局	339
沖縄	272局	45	4,101局	346	1,555局	129	256局	19	959局	94
全国	22,151局	1,651	253,239局	12,610	178,651局	8,141	56,231局	3,419	38,118局	2,727

※協議開始前のMCA端末局には、協議開始前に廃局となった15,642局(1,166免許人)が含まれます。

1-4 MCA制御局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、協議を開始した無線局は334局（前四半期から増減なし）、協議を開始していない無線局は0局（前四半期から増減なし）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは129局（前四半期から増減なし）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は0局、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止することに合意し書面等による確認に至ったものは202局（前四半期から増減なし）、廃止された無線局は27局（前四半期から25局増）です。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-7 MCA制御局との協議」参照。
 なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

A社デジタル（2013年9月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済		廃止合意済	
	無線局数	無線局数	実施合意済 無線局数	実施完了済 無線局数	廃止済 無線局数
北海道		9局	9局		
東北		18局	18局		
関東		18局	18局		
信越		10局	10局		
北陸		4局	4局		
東海		16局	16局		
近畿		10局	10局		
中国		11局	11局		
四国		5局	5局		
九州		24局	24局		
沖縄		4局	4局		
全国		129局	129局		

A社アナログ（2013年9月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
				実施完了済		
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		6局			6局	
東北		17局			17局	
関東		12局			12局	
信越		9局			9局	
北陸		4局			4局	
東海		11局			11局	
近畿		9局			9局	
中国		10局			10局	
四国		9局			9局	
九州		15局			15局	
沖縄		2局			2局	
全国		104局			104局	

B社アナログ（2013年9月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
				実施完了済		
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		6局			6局	4局
東北		17局			17局	7局
関東		8局			8局	7局
信越		7局			7局	
北陸		4局			4局	1局
東海		14局			14局	1局
近畿		12局			12局	1局
中国		6局			6局	5局
四国		8局			8局	
九州		17局			14局	1局
沖縄		2局			2局	
全国		101局			98局	27局

注 B社アナログについては、平成24年度第3四半期以降、協議交渉・契約締結の中で終了促進措置の対象が明確になったため、数値を実際に契約を締結した無線局数へと修正しています。

2 終了促進措置の実施に要した費用

① 開設計画における記載概要

負担可能額：2,122.5億円

② 本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（取得費用・工事費用・プログラム費用）について、本四半期末における終了促進措置の実施に要した費用は、次のとおりです。

内 訳	本四半期	累計
R F I D（パッシブ）	1,652 百万円	2,784 百万円
R F I D（アクティブ）	384 百万円	870 百万円
M C A 端末局	7,068 百万円	18,330 百万円
M C A 制御局	881 百万円	14,444 百万円
合 計	9,984 百万円	36,429 百万円

※ M C A 端末局の費用には、本四半期までに免許人等に対して負担した費用のほか、認定開設者が予め購入した M C A 端末局の取得費用（約 14.4 万台）が含まれています。

なお、上記以外の終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、本四半期は366百万円（累計1,006百万円）を支出しています。

3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

3-1 実施概要の周知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、インターネット、説明会、郵送、チラシ配付等により実施概要の周知を開始。

② 開設指針における規定事項

認定日から6月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること（開設指針第5項第4号(1)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期は、以下の周知に関する取り組みを実施しました。

- ・2013年9月25日～27日にかけて東京で開催された自動認識総合展にて出展し、来場者の対応や、特定小電力向けリーフレットを配布しました。

【参考】 平成25年度第1四半期までの実施状況

- ・終了促進措置に関するホームページを2012年3月29日に立ち上げ、問い合わせ窓口を周知しました。
- ・2012年5月16日から22日にかけてMCA代理店向け説明会を全国で11回開催
- ・MCA端末局免許人、RFID免許人・登録人及びRFID特定小電力無線局の所有者・占有者それぞれに向けた通知文書を2012年8月23日にホームページに掲載しました。
- ・MCA端末局免許人向けに、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成し、2012年8月27日以降MCA代理店へ配備しました。
- ・RFID免許人・登録人及びRFID特定小電力無線局の所有者・占有者それぞれに向けて、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成。
- ・2012年9月12日～14日に開催された自動認識総合展においては、終了促進措置の専用ブースを設置し、チラシの配布、終了促進措置についての説明等を行いました。
- ・2012年10月10日 弊社新商品発表会において、終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者に対し説明等を実施しました。
- ・弊社メディア向け発行レターに、終了促進措置について掲載しました。
- ・2012年11月8日 弊社終了促進措置の特設サイトに、「終了促進措置に関する会計・税務上の一般的な処理方法について」を掲載しました。
- ・2012年11月21日 弊社企業サイトTOPページに、終了促進措置の特設サイ

トへアクセスしやすくするため、専用のバナーを作成・設置しました。

- ・ 2013年1月29日 弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「終了促進措置に関するお知らせ 税務上の機器の処理方法について」を掲載しました。
- ・ 2013年1月31日 弊社の終了促進措置の特設サイトに、「よくあるご質問と回答」を掲載しました。
- ・ 2013年2月1日発売号の日経コミュニケーションに弊社の900MHz帯移行への取り組みに関する記事（「公開質問 ソフトバンクモバイルに聞く 900MHz帯周波数の利用移行にはどのような作業が必要？」）が掲載されました。
- ・ 2013年2月13日～14日 大阪で開催された自動認識総合展にて出展し、来場者の対応や、RFIDの終了促進措置に関するチラシを配布しました。
- ・ 2013年2月14日 弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「リース利用時のご案内」を掲載しました。
- ・ 2013年3月29日 弊社の終了促進措置の特設サイトに、予備機の取り扱いにおける周知事項で「MCA機器・システム終了促進措置の内容変更」を掲載しました。
- ・ 2013年4月15日発行の流通情報ラベル社の新聞紙「流通&コンピュータ」にプラチナバンド移行への取り組みを掲載されました。

3-2 実施手順の通知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、郵送、電話等により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内（平成24年9月1日まで）に完了。

② 開設指針における規定事項

認定日から6か月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施手順をMCA制御局以外の無線局の免許人及び登録人に対して通知すること（開設指針第5項第4号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期においては、新たに免許人等となった方は、いませんでしたので、通知文書の発送はしていません。

【参考】 平成25年度第1四半期までの実施状況

- ・2012年8月当時の全RFID免許人等に対して、2012年8月17日～29日にかけて、通知文書を発送（841件）しました。
また、前四半期においては、その後、新たに免許人等となった方に対して、54件の通知文書を発送しました。
- ・2012年8月当時の全MCA端末局免許人に対して、2012年8月20日～23日にかけて、通知文書を発送（11,401件）しました。
また、平成24年度第3四半期においては、その後、新たに免許人等となった方に対して、241件の通知文書を発送しました。
さらに、平成24年度第4四半期においては、その後、新たに免許人等となった方に対して、311件の通知文書を発送しました。
- ・MCA端末局免許人、RFID免許人等及びRFID特定小電力無線局所有者・占有者それぞれに向けた通知文書を2012年8月23日にホームページに掲載
- ・平成25年度第1四半期においては、MCA端末局免許人に対して、4件の通知文書を発送しました。

3-3 周知・通知の事前協議

① 開設計画における記載概要

RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

② 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施手順の通知の実施前に、RFIDの無線局の無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（「製造業者等」）並びにMCA制御局の免許人との間で協議を行うこと（開設指針第5項第4号(3)）

③ 本四半期までの実施状況

平成24年度第2四半期までに実施を完了しました。

【参考】 平成24年度第2四半期までの実施状況

<RFID>

各RFID製造業者及びRFIDの関係者団体と2012年4月より事前協議を実施しました。

<MCA>

制御局免許人2者と2012年3月より終了促進措置に関する協議を開始し、その協議の途中で制御局免許人より終了促進措置の実施に際し、MCA代理店の協力が不可欠との情報をいただきました。その情報を元に、全11地方総合通信局管内ごとに代理店説明会を2012年5月16日から22日にかけて実施しました。説明会では、弊社開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、ならびにスケジュールと今後の進め方を説明し、MCA代理店との意見交換を実施しました。

2012年7月より、全国の主要なMCA代理店を訪問し、2012年5月の代理店説明会からより具体化された終了促進措置に関する考え方及び今後の進め方を説明し、ご協力をお願いをしました。この内容を踏まえて、制御局免許人2者へ終了促進措置に関する考え方及び今後の進め方を説明し、事前協議を実施しました。

3-4 RFID（免許局・登録局）との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末において、930者（8,457局）と協議を開始し、そのうち734者（8,013局）について合意を得ています。

RFID（免許局・登録局）との協議については、下記に挙げた課題が発生していますが記載のとおり対策を行い、2014年3月完了を目指して協議を進めています。

(1) 契約書取得に向けた対応

RFID（免許局・登録局）の契約においては、機器等への組込型等、仕様が免許人等ごとにカスタマイズされており、見積もりとスケジュールを提示・確定するのに時間がかかる状況にありますが、次四半期には対応要員の増員を計画しており、早期の契約締結に向けて協議を行っています。

(2) スケジュール（免許人等都合）不可への対応

生産ライン等でRFIDを利用しているため、生産ラインを停止する機会が限られ、期間内に交換が困難である、また、RFIDシステムを新たに導入したばかりであるため次の更新時期まで交換が困難である等の免許人等のご都合については、免許人等のご都合を確認しつつ、個別免許人等の移行計画を修正し、期限内に終了できるよう協議を進めています。

(3) 機器メーカーによる新周波数機器の流通への対応

主要メーカーによる新周波数帯対応リーダライタの開発期間が当初の想定よりも長期化していましたが、製品の市場流通が始まったため、今後、移行作業を加速できる見込みです。また、特殊なタグに対応する製品のラインナップが減少していますが、メーカー各社と個別に協議を進め、代替製品を使用する等の対応を進めています。

(4) 後継機種製造中止等への対応

既存設備類が製造中止になっており、同一メーカーによる後継機の開発・製造・検証に時間を要する場合や別のメーカーによる後継機の開発・製造・検証に時間を要するため期日内の完了が困難なケースが出ていますが、メーカー各

社と個別に協議を進め、後継機種が供給できるよう進めています。

(5) 交換対象がリース物品である場合の対応

リース物品に関しては、リース会社を含めた合意形成が必要となる等、契約処理等が複雑になる傾向があり、協議に時間を要するケースがありますが、免許人等・リース会社それぞれの事情等を伺いながら、最適な処理方法を提案し、協議を進めています。

3-5 RFID（免許等不要局）との協議

① 開設計画における記載概要

申し出のあった特定小電力無線局のお客様に対し、免許局・登録局と同様の協議を実施

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末において、132,529局のうち120,169局と協議を開始し、そのうち9,063局について合意を得ています。

特定小電力無線局の所有者・占有者への協議においては、まず、所有者・占有者の把握が必要であり、本四半期においては引き続きホームページでの周知に加えて、自動認識展（9月25日～27日）へブースを出し、リーフレットを配布しました。また、JAISAのメールニュース（9月26日発行）にて、自動認識展へブースを出している旨の案内を行っています。

特定小電力無線局の所有者・占有者との協議は、メーカーが個人情報保護等の関係で当社への所有者・占有者の情報提供ができず所有者・占有者と協議を直接行うことが困難であるため、メーカーを介して協議を進めており、28社のメーカーと協議を行っています。

なお、特定小電力無線局においても、大手メーカーとの契約締結に時間を要しているケースや、アクティブタグメーカーの新周波数帯機器の開発期間が想定より長期化しているケースがありますが、契約数ベースでは、協議開始済の約8割について実施合意済となっています。契約締結に時間を要している大手メーカーについては、引き続き協議を行い早期の完了を目指していきます。また、開発期間が想定より長期化しているアクティブタグメーカーに対しても、できる限り前倒しを行うよう交渉を行っています。

3-6 MCA 端末局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA 制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末において、12,610者（275,390局中253,239局）と協議を開始し、そのうち8,141者（178,651局）について合意を得ています。

MCA 端末局との協議については、移行先となるMCA 制御局の全国サービス開始が本年6月になった関係の他に、下記に挙げた課題が発生していますが記載のとおり対策を行い、2014年3月完了を目指して協議を進めています。

(1) 付属品の出荷遅れへの対応

アナログMCAから新デジタルMCAの移行は、付属品なども全て交換になります。エリアの違いなどにより、アナログMCAがどの程度新デジタルMCAに移行するかの推定は非常に難しく、制御局免許人、代理店やメーカーとの協議により、過去の出荷実績を基に必要と想定される設備の種類、組合せ及び数量を推定し発注を致しました。しかしながら、機器確定後に免許人の意思が変わったこと、初期設備情報と出荷指示のギャップなどがあったことや、発注が特定設備に集中し製造が追いつかなかったことにより、一部製品の出荷遅れが発生しました。

免許人からの出荷指示書の早期取得やメーカーへの発注予定情報の早期展開、製造能力の強化等の対策を行い、11月中には全て解消される見通しです。

(2) エリアの問題への対応

アナログMCAから移行した際、新デジタルMCAにおいて利用するエリアが圏外となる場合には、免許人の要望に応じて他のソリューションも含めて協議を行い、期限内に終了できるよう協議を進めています。

(3) 交換対象がリース物品である場合の対応

リース物品に関しては、リース会社を含めた合意形成が必要となる等、契約処理等が複雑となる傾向があり、協議に時間を要するケースがありますが、免許人・リース会社それぞれの事情を伺いながら、最適な処理方法を提案し、協議を進めています。

(4) 他のソリューション要望への対応

アナログMCAから新デジタルMCAへの移行において、交換対象となる設備に後継機種が存在しない場合等においては、他のソリューションも含めた免許人の要望を踏まえた協議を行い、期限内に終了できるように進めています。

(5) スケジュール（免許人都合）不可への対応

移行作業の量・内容や免許人側の作業都合により期日内での完了が困難である等の免許人のご都合については、免許人のご都合やご要望を伺いつつ、個別の移行計画を立て直し、期限内に終了できるよう協議を進めています。

(6) 同意書等の書類不備への対応

代理店経由での同意書等の一連の契約書については、記入事項が多いため、記載事項や添付書類の不備等があり、事務処理手続に時間を要するケースが発生しており、逐次内容の確認を行い、免許人、代理店等に問合せを行うなどし書類不備について解消に努めています。

3-7 MCA制御局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法、時期、新周波数の周波数配置等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

MCA制御局の免許人との間で、周知・通知の事前協議と同時に、当該免許人が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局とMCA制御局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(5)）

③ 本四半期までの実施状況

制御局免許人2者のうち、A社については、関東（1月31日運用開始）、東海（2月28日運用開始）、近畿（2月28日運用開始）、九州（14局2月4日運用開始、10局3月31日運用開始）、中国（3月31日運用開始）、四国（3月31日運用開始）、沖縄（3月31日運用開始）、東北・信越・北陸（4月30日運用開始）及び北海道（6月24日運用開始）にて新制御局の設置工事が終了し、全国で運用を開始しました。また、地域センターのシステム改修については、唯一残っていた近畿のシステム改修が7月に完了し、全ての地域センターでシステム改修が完了しました。

B社については、札幌、旭川、帯広、函館、秋田、大曲、山形、仙台中央、福島、郡山、両毛（第1システム）、栃木、つくば北、もてぎ那珂、富山、岡山、岡山西、福山、広島及び広島東の20制御局については、9月30日サービス終了し、廃局しました。また、前四半期にサービス終了し、廃局していなかった、会津、つくば、高尾、両毛（第3システム）及び京都西の5制御局についても7月に廃局しました。協議を行っていた残り3制御局については、10月1日に合意し、締結に向けて引き続き作業を行っています。

3-8 窓口の設置

① 開設計画における記載概要

認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に電話及びメールによる専用窓口を設置。

終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を開始時は約10名体制で設置し、平成24年7月までに約30名に増員。マニュアル等による社内研修を実施。

③ 開設指針における規定事項

認定日から1月以内（平成24年4月1日まで）に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成30年3月30日まで設置すること（開設指針第5項第5号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

特になし

【参考】平成24年度第4四半期までの実施状況

2012年3月30日に、以下のとおり、周波数移行に関する問い合わせ窓口（「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」）を設置し、運用を開始しました。

・問い合わせ先電話番号：0800-919-0900（通話料無料）

・問い合わせフォーム：<https://www.softbankmobile.co.jp/ja/stc/info/public/>

2012年7月25日からは、問い合わせ窓口の24時間365日でのサポートを開始し、運用を行っています。

窓口の周知については、2012年3月29日に、弊社ホームページにて実施しました。

URL：<http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/>

900MHz周波数移行促進について

Migration to 900MHz Spectrum

当社は、トラフィック急増への対応やカバーエリアの充実および災害に強い通信網を構築するため、900MHz帯を使用する特定基地局の開設計画の申請を行い、総務大臣より当該開設計画の認定を受け、7月25日(水)からサービスを開始いたしました。当社が既に保有する電波帯と比較し、より効率よく広範囲までカバーできる「ブラチナバンド」と呼ばれる900MHz帯を使用したモバイルネットワークを構築することで、高品質な通信環境の実現してまいります。

サービス拡大を行うための終了促進措置として、現在、905MHz～915MHz帯のMCA機器・システム、950MHz～958MHz帯のRFID機器・システムをご利用のお客さまは、新たに割り当てられた周波数帯域への移行が必要となります。

周波数帯域の移行(終了促進措置)に関する当社へのお問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口よりお願いいたします。

また、900MHz～905MHz帯および945MHz～950MHz帯を利用した当社通信サービスの提供開始に伴う、MCAおよびRFIDへの電波干渉に関するお問い合わせにつきましても、以下の「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」へお願いいたします。

電話・メールでのお問い合わせ

ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口

お問い合わせフォーム	900MHz 周波数移行お問い合わせ窓口
Tel	0800-919-0900(通話料無料)

注意事項

また、弊社窓口開設後に、以下に示す総務省のチラシへ弊社窓口の問合せ先を記載していただき、周知を行いました。さらに、総務省ホームページから弊社ホームページへのリンクを貼らせていただきました。

- ・ M C A 端末局免許人向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full_ver.pdf
- ・ R F I D 免許人・登録人及び特定小電力無線局所有者・占有者向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full11_ver.pdf

その他の周知方法として、MCAについては、MCA代理店説明会、代理店へのヒアリングの実施の際に、MCA代理店に対して窓口の周知を行いました。さらに、MCA端末局免許人向けにチラシ(窓口情報を含む)を作成し、MCA代理店へ配備しました。平成24年度第2四半期においては、MCA端末局免許人へ文書による通知を行いました。

RFIDについては、RFIDの製造業者や、RFIDの関係者団体に対して窓口の周知を行い、関係者団体の会報誌やメールマガジン等にて、会員に対して通知を

行いました。

平成24年度第2四半期においては、RFID向けチラシ（窓口情報を含む）を作成し、2012年9月12日～14日に開催された自動認識総合展にて配布しました。また、RFID免許人等へ文書による通知を行い、特定小電力無線局については、製造業者を通じて所有者・占有者への周知を行うよう調整を行いました。

平成24年度第3四半期においては、弊社の新商品発表会（2012年10月10日）において、終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者に対し説明等（窓口情報を含む）を実施しました。

平成24年度第4四半期においては、2013年2月13日～14日に大阪で開催された自動認識総合展にてRFIDの終了促進措置に関するチラシ（窓口情報を含む）を昨年9月の自動認識総合展と同様に配布しました。

4 対策・体制の整備に関する実施状況

4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に移行促進のための現場対応マニュアルを作成。
- MCAやRFID関係者（製造業者、販売店等、対象免許人等）に対する説明会を各県・総通局ごとに実施。
- MCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約については、契約書の雛形を作成。
- MCAについて、新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続を行い、デジタルMCAのブロック周波数の変更を行う提案を実施（最終的にはMCA事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進める。）。

② 本四半期までの実施状況

特になし

【参考】平成24年度第4四半期までの実施状況

<MCA・RFID共通>

移行促進に伴う現場対応マニュアルとして、移行促進マニュアルを2012年3月30日に策定しました。

また、ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問合せ窓口における業務フロー及びお客様対応FAQを作成し、受付窓口業務における対応品質の平準化に努めるとともに、お客様対応FAQにつきましては、日々更新を実施して窓口対応品質の向上を実施しています。

<RFID>

当初、MCAと同様に免許人等に対して説明会を実施する予定でしたが、免許人等への説明会の実施を行うよりも個別対応を行うという方法へ変更することとしました。

<MCA>

2012年5月16日から22日にかけて、全11地方総合通信局管内ごとにMCA代理店様向けの説明会を実施しました。弊社の開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、実施スケジュールと今後の進め方を説明し、代理店との意見交換を行いました。

平成24年度第2四半期においては、免許人との移行に関する合意を行うために、全

国のMCA代理店を訪問し、SBMの終了促進措置への協力をお願いするとともに、代理店の意向を確認しました。

平成24年度第4四半期においては、MCA端末局の終了促進措置において、現行周波数から新周波数への移行時に、一部のシステムにおいて新旧周波数による並行運用の必要性があることを確認し、アンテナ分配器を用いた連続運用を可能とする移行方法を導入することとしました。

開設計画において、弊社では新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続をすることによる移行を考えていましたが、制御局免許人との調整により、デュアル端末や回線制御装置の接続は難しいとの判断により、制御局免許人と決定した内容に沿って移行を進めています。

4-2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に、300～400名規模の「移行促進対策本部」を構築。
- 当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「RFID移行企画部」及び「MCA移行企画部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、各部において地域毎の下部組織等についても規定。

② 本四半期までの実施状況

本四半期において、前四半期の体制をもとに運用にあわせた組織変更・増員を行い、当該本部の人員については2013年9月末時点で総勢520名体制と増強しています。

【参考】 平成25年度第1四半期までの実施状況

2012年4月1日に移行促進本部を設置し、43名体制で終了促進措置に係る業務全般を開始しました。当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「移行企画部」及び「移行開発部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置しました。

平成24年度第2四半期において、運用にあわせた組織改正を行い、「移行管理部」、「移行企画部」、「移行開発部」、「カスタマーサポート部（旧お客様対応部）」、そして、「地域対応部」を免許人等ごとに対応するよう「MCA移行推進部」、「RFID移行推進部」、「移行推進部」とし、終了促進措置の推進を図りました。

平成24年度第3四半期において、運用にあわせた組織改正を行いました。

平成25年度第1四半期において、さらに運用にあわせた組織改正・増員を行いました。

5 その他特記事項

平成24年度第4四半期及び平成25年度第1四半期の報告において、数値の誤りがあったため、別途訂正報告及び正誤表を添付します。